

平成25年6月28日
国海運第55号の2

一般社団法人日本船舶品質管理協会会長 殿

国土交通省海事局運航労務課長

海上労働条約批准に伴う船内設備の整備について

2006年の海上の労働に関する条約（以下「条約」という。）が我が国について効力を生ずる日（我が国が国際労働機関に批准登録された日から1年が経過した日）以後に建造着手する遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数200トン未満の船舶であって国際航海に従事しないもの及び2時間限定沿海船並びに漁船を除く。）については、条約A3.1基準に規定する居住設備等の要件が適用されることされています。

現在、船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「労安則」という。）におきまして、船舶所有者は、船内の居住場所及び作業場所を清潔に保ち、環境条件を衛生上良好な状態におくとともに、船員の健康の保持を図るよう努めなければならないと定められているところですが、条約の批准に伴い以下の項目について措置を講じることとしましたので、了知の上、貴会の会員各社に周知いただきますようお願いします。

記

1. 船内居住区域に使用される材料の基準（条約A3.1基準6(f)、労安則第29条関係）

船内居住区域の内部隔壁、パネル張り及び板張り並びに床及び接合箇所を建造するために使用される材質は、船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）に規定する不燃性材料等適切なものを使用するほか、船員の健康を害するものであってはならないものとする。特に、次の物質については使用してはならない。

- アスベスト（石綿）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第1条の4に基づく別表第1の3に定めるオゾン層破壊物質
- ポリ塩化ビフェニル（PCB）
- 有機スズ化合物

2. 食堂における適切な附帯設備の設置（条約A3.1基準10、労安則第29条関係）

食堂として使用する施設には、冷凍冷蔵庫、電子レンジ及び飲用水を供給できる設備等、適切な附帯設備を備えなければならないものとする。



3. 衛生設備の設置場所（条約A 3. 1 基準1 1 (b)、労安則第3 5条の2 関係）

船橋及び機関区域から容易に利用できる範囲内又は機関制御室の近くに衛生設備を設置するものとする。

また、労安則第3 5条の2において、船舶所有者は、船内の便所について、その本来の用途において船員が常時使用できる状態に維持しなければならないこととされていることに留意しなければならない。

4. 蚊の多く発生する港へ航行する船舶における蚊対策（条約A 3. 1 基準1 6、労安則第4 1条関係）

労安則第4 1条において、船舶所有者は感染防止のために必要な措置を講じなければならないこととされているが、マラリア、デング熱、黄熱等の蚊が媒介する国際感染症の感染危険地域であるアフリカ、東南アジア、中南米等の蚊が大量に発生する港に寄港する船舶にあっては、船舶所有者は、船内に蚊が進入しないような対策を取る他、あらかじめ船員に予防薬を服用させる、蚊取り線香や防虫スプレー等蚊の防除に使用できる薬品等の備え付け、長袖及び長ズボンの着用、殺虫剤を染み込ませたネットの使用等の適切な措置を講じなければならない。

5. 船内のレクリエーション用の設備の設置（条約A 3. 1 基準1 7、労安則第2 9条関係）

船内生活は、長期間陸上の日常生活から隔離されるという特殊性にかんがみ、船員の健康の維持及び促進並びに船員の福利厚生を図るために、船舶の大きさに応じて適切な娯楽スペースを確保するとともに、船舶の大きさ、就航航路、通信事情等を考慮して次の例を参考に適切なレクリエーション用の設備を備えなければならない。

<例>

- 書棚、読書用及び筆記用の設備
- 喫煙室
- テレビジョンの視聴及びラジオ放送の受信
- スポーツ用具（体操用具、卓上用の遊戯用具及びデッキ遊戯用具を含む。）
- 職業に関連する書籍、雑誌等の備え置き
- ラジオ、テレビジョン、ビデオレコーダー、デジタルビデオディスクプレーヤー、コンパクトディスクプレーヤー、パーソナルコンピュータ及びソフトウェア並びにカセットレコーダー及びカセットプレーヤー等の電子機器
- 船舶と陸上との間の電話通信並びに可能な場合には電子メール及びインターネットへの妥当な金額の利用料金による合理的なアクセス